

平成26年度からの個人住民税の特別徴収義務者の指定について

1 取組の主旨

平成19年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税総額が増えたことにより収入未済額も増加しています。

また、地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、3割近くの給与所得者が普通徴収^{図1}となっている状況です。普通徴収と特別徴収の徴収率を比較すると7.1%の差^{図2}があり、このことも収入未済が発生する要因の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税収の確保に取り組んでいきます。

図1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合 (H23)

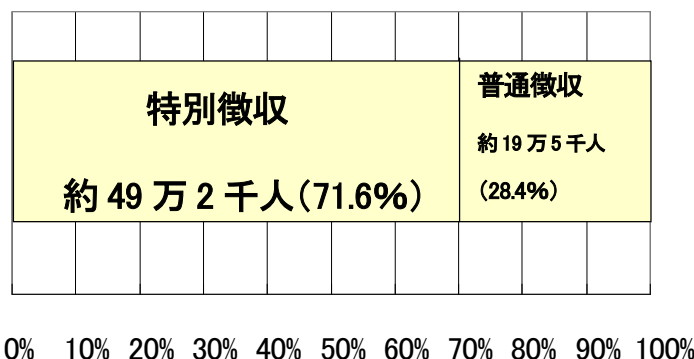
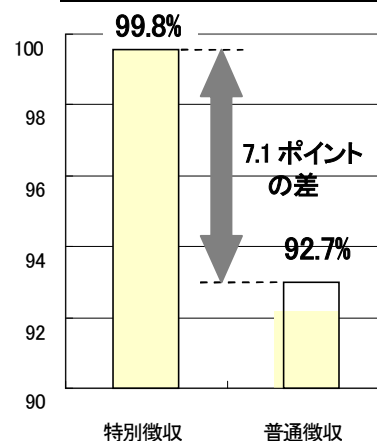


図2 徴収方法別の徴収率 (H23)



2 今までの取組と現状、課題

平成21年度から、県内全市町と連携して、特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼と、事業所へのチラシの配付による法令の周知を図ってきました。しかし、依然として給与所得者の3割近くが普通徴収となっています。

これは、現行の事務手続きが、事業主から提出される給与支払報告書の記載に基づき、特別徴収を希望する場合のみ、特別徴収義務者として指定しているためで、事業主の意向に合わせた指定しか出来ていないためです。

3 平成 26 年度からの県内全市町一斉指定の実施

三重県地方税収確保対策連絡会議で設置した、「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、協議を重ね、法令遵守と納税者の利便性を図るという観点から個人住民税の特別徴収を促進し、累積する個人住民税滞納額の縮減と滞納の未然防止を図るため、県内全市町が足並みを揃え、平成 26 年度から特別徴収義務者の法令に基づく指定を実施していくことが合意されました。

4 今後のスケジュール

平成 25 年 2 月 平成 24 年度三重県地方税収確保対策連絡会議

平成 26 年度から指定を再確認

広報計画ほか、今後の取組計画を提案

平成 25 年 10 月 特別徴収義務者指定予告通知発送【全市町】

平成 26 年 5 月 特別徴収義務者の指定と税額の通知発送【全市町】